

水中検査事業所の承認に関する事項

改正規則

事業所承認規則

改正事項

水中検査事業所の承認に関する事項

改正理由

IACS において、2012 年 6 月に技術サービスの提供事業所の承認に関する IACS 統一規則 Z17(Rev.9)が採択され、水中検査事業所の承認に関し、水中検査を実施する潜水士及び監督者の教育・訓練における要件の見直しが行われた。

今般、IACS 統一規則 Z17(Rev.9)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 水中での非破壊試験に対する教育・訓練に関する要件は、水中検査事業所が非破壊試験を実施する場合にのみ適用する旨明確化した。
- (2) 板厚計測については、板厚計測事業所に対する要求であるため、水中検査事業所に関する規定から削った。